



相談しやすい、分かりやすい  
信頼と安心をお届けします

# きりん通信No.86

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp



**重要改正 確定**

## 令和4年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で30円~33円の引上げ

令和4年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。今年の最低賃金ポスターキャラは読売テレビの連続ドラマ「オクトー」の主演女優、飯豊まりえさんになりました。

10月以降の労働から適用になります。昨年は全国平均で28円上がりました。今年は更に高く、31円上昇します。

埼玉	987円	山形	854円	茨城	911円	千葉	984円
東京	1072円	神奈川	1071円	愛知	986円	大阪	1023円
広島	930円	佐賀	853円	沖縄	853円	全国平均	961円



### 適正な賃金って???

最低賃金もなかなか高額になって参りました。世界と比較すると、日本は賃金上昇率が極端に低いとのこと。ところで、従業員の給料の適正金額って気になりますね。労働分配率が高すぎれば、経営を圧迫する原因になりますし、低すぎると人材流出やモチベーション低下の原因となるでしょう。適切な労働分配率を用いて給与総額を算出する方法の一例をご紹介します。キーワードは、**労働分配率**です。

まずはこの表に自社の具体的な数字を当てはめてみてください。給与と付加価値の関係が分かります。

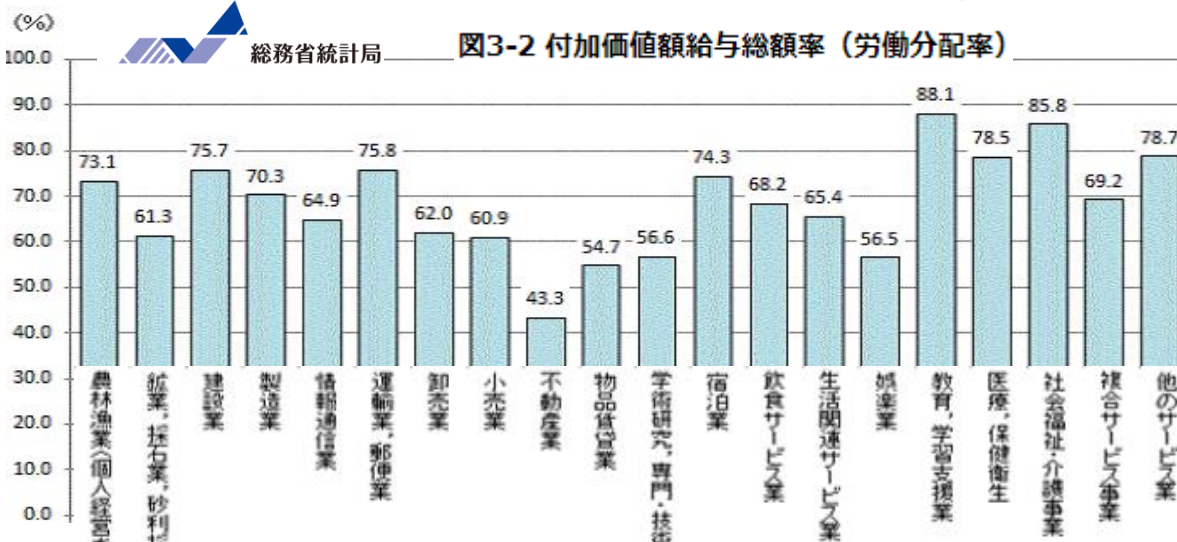
$$\frac{\text{給与総額}}{\text{従業者数}} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}} \times \frac{\text{給与総額}}{\text{付加価値額}}$$

(従業者1人当たり給与総額) (労働生産性) (労働分配率)

※付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 人件費 + 租税公課 (付加価値額の算出方法は諸説あります)  
営業利益に人件費(役員報酬含む)と租税公課を足したものです。

例	給与総額	1600万	1600万 ÷ 5	=	320万 (1人当たりの給与総額)
	従業員数	5人	2150万 ÷ 5	=	430万 (労働生産性)
	付加価値額	2150万	1600万 ÷ 2150万	=	74.4% (労働分配率)

以下は産業別ですが、企業規模によっても異なる統計結果もあり、これだけが正解ではありません。



### きりん式 成長支援システム

企業規模や業種から導き出した適正な労働分配率から、適正な賃金総額が割り出せます。全従業員の賃金総額を、どのように従業員に分配するか、ここからは算数では解決しない分野です。お困りの際はぜひご相談下さい。

要確認

## 10月は、改定多数！給与計算にご注意下さい。



今年は異例のことですが、10月に雇用保険料率が改定しますまた、算定基礎届の決定が反映するのも10月支給給与からとなります。

雇用保険料率 令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000 3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000 4.5/1,000	16.5/1,000

従業員の給与計算に用いる料率は、①労働者負担です。事業主負担のうち、雇用保険二事業の保険料率というのは、助成金の財源となる雇用保険料です。雇用調整助成金の支給総額は、5.4兆円を超えたということです。来年度は、生産性向上を目指して、社員教育に対する助成金が充実すること。求人と定着。顧客を呼ぶのも大切ですが、何より、いい従業員が集まり、定着する企業となることが、ひいては顧客を呼ぶことに繋がりますね。

施行済みの改正

## 令和4年10月から育児休業給付制度も改正

少々しつこいほどお伝えしてきましたが、ついに今月から新・育児介護休業法が、施行されます。10月からの大きな改正は以下の2つです。今月は、リーフレットを同封しますので、ご確認ください。

- 「出生時育児休業給付金」の創設
- 「育児休業給付金」の見直し



おしらせ

## 労働問題専門の弁護士事務所と提携いたしました。

一般的に労働法を得意とする弁護士の先生は、少ない印象がありますが、労働問題を専門とする弁護士の先生は、そこに特化している傾向があります。この度、99%労働問題を扱っている、杜若経営法律事務所ときりん事務所と、顧問契約を結びました。この契約は、きりん事務所の顧問先の為の契約です。皆様からのご相談には、弁護士の意見も聞きながら、万全のサポートをご提供して参ります。また、裁判に発展せざるを得ないようなケースでは、直接の無料相談も可能です。弁護士が必要になることのないようにサポートするのがきりん事務所のモットーですが、その為にも事前に万全の備えを怠らないよう、他土業との連携もまたきりん事務所の理念の一つです。

ご相談はお気軽に、お早めに。

おしらせ

## MyKomon クラウドサービス提供 勤怠・有給管理が便利です！！

きりん事務所ごとですが、MyKomon 提供のサービスで、勤怠管理システムの利用を開始しました。予てより気にはなっていたのですが、人数も少ないし・・・ですが、使ってみたらとっても便利。簡単で分かりやすく、欲しい機能はしっかりついてます。利用料も他社に比べて断然お安い。リーフレットを同封しますので、ご興味のある方は遠慮なくご相談下さい。

おしらせ

## 税理士・弁護士・ニュースレター

9月より、協力他土業の先生方から頂いたニュースレターを MyKomon でお知らせ配信しております。様々な角度からの情報が盛り沢山ですので、是非ご一読いただきお役に立てれば幸いです。

### ◆アントニオ猪木の名言◆

この道を行けばどうなるものか、危ぶむなかれ。危ぶめば道はなし。

踏み出せばその一足が道となる。迷わず行けよ。行けばわかる。

ご冥福を祈り、アントニオ猪木さんの言葉を読んでいました。何事も「やってみる」のが第一歩。やってみなければ、欠点も改良点も見つかりません。今月は、10月1日に亡くなった元プロレスラーであり元国会議員のアントニオ猪木さんの名言をご紹介します。